

公衆無線 LAN (Wi-Fi) ご利用規約

本サービスを利用される方は、以下の規約に同意されたものとみなします。

(趣旨)

第 1 条 この規約は、病院をご利用される方を対象に、ボバース記念病院が整備した公衆無線 LAN (Wi-Fi (以下、無線 LAN という)) の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用場所及び利用時間)

第 2 条 利用場所及び利用時間は、下記の通りとする。

1. 利用場所 : 北館 1 階フロア、2 階フロア、3 階フロア
2. 利用時間 : 8 : 30～21 : 00

(利用者が準備するもの)

第 3 条 無線 LAN の利用を希望する者は、利用に当たっては、次に掲げるものを準備しなければならない。なお、一部の用途を除き病院から機器の貸し出しは行わない。

1. スマートフォン、パーソナルコンピュータ等
2. 無線 LAN インターフェース及び、閲覧ソフト

(無線 LAN の利用)

第 4 条 利用者は、無線 LAN を利用してインターネットに接続することができる。

1. 利用者は本利用規約に同意しなければ、無線 LAN を利用してはならない。
2. 無線 LAN を利用した者は、この規約に同意したものとみなす。
3. 無線 LAN の利用料金は、無料とする。
4. 設定等に関し、技術的な質問には病院は答えない。
5. 無線 LAN 利用者は他の人の迷惑とならなよう配慮して利用しなければならない。

(禁止事項)

第 5 条 利用者は、無線 LAN を利用して次に掲げる行為をしてはならない。

1. 著作権その他の権利を侵害する行為及びそのおそれのある行為
2. 財産又はプライバシーを侵害する行為及びそのおそれのある行為
3. 前 2 号に掲げるもののほか、他の利用者若しくは病院に不利益又は損害を与える行為及びそのおそれのある行為
4. 誹謗中傷する行為

5. 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
6. 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為又はそのおそれのある行為
7. 選挙運動又はこれに類する行為
8. 性風俗、宗教又は政治に関する行為
9. ID 又はパスワードを不正に使用する行為
10. コンピュータウィルス等の有害なプログラムを、無線 LAN を通じ、若しくは関連して使用する行為又は提供する行為
11. 特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
12. 大音量での音楽・動画再生、大量データのダウンロード等、通信回線に負担をかける等、他の利用者・来院者に対して迷惑になる行為
13. ファイル共有ソフトの使用及び著しく大量なデータの通信
14. 病院の電源コンセントから機器への電源供給を行う行為
15. 納品業者、営業担当者、MR 等は利用してはならない。
16. 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は病院が不適切と判断する行為

(運用の中止)

第 6 条 病院は、次の各号のいずれかに該当するときは、無線 LAN の運用を中止することができる。

1. 無線 LAN のシステムの保守又は工事を行うとき
2. 無線 LAN システムに係る設備、ネットワークの障害等やむ得ない事由があるとき
3. 前各号の掲げるもののほか、無線 LAN の運用上、病院が必要と認めるとき

第 7 条 無線 LAN の運用中止により、利用者又は第三者が被った損害については、病院はその責めを負わない。

(免責等)

第 8 条 病院は、無線 LAN のサービスの内容及び利用者が当無線 LAN を通じて得る情報等については、その完全性、正確性、確実性、有用性等についていかなる保証も行われぬ。

1. 無線 LAN サービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線 LAN を通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのコンピュータウィルス感染等による被害、データの破損又は漏洩その他無線 LAN に関連して発生した利用者の損害については、病院はその責を負わない。

2. 利用者がインターネット上で利用した有料サービスは、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担する。
3. 無線 LAN への接続に係る利用者の機器設定は、利用者が行うものとする。
この場合において、接続する機種、OS、ソフト等により無線 LAN を利用できないときがあっても、病院は、その責を負わない。
4. 利用者が無線 LAN を利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、病院は、一切責任を負わない。
5. 病院は、無線 LAN の適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、又は特定の WEB サイトへの接続を制限することができる。

(管轄)

第 9 条 無線 LAN の利用に関して、病院と利用者との間に生ずるすべての紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(利用規約の変更)

第 10 条 病院は、必要があると認めるときは、予告なくこの規約を変更できるものとする。この規約の変更後に利用者が本サービスを利用したときは、利用者は、変更後の規約に同意したものとみなす。